

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	軽自動車税(種別割)課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、軽自動車税(種別割)課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

標準準拠の税務システム(新システム)の本番運用にあたり、新システムのプログラミング開始前の評価としている。

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)課税事務
	<p>①軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者又は使用者に対して課税を行うものである。</p> <p>また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>②軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や廃車などにより所有しなくなった場合に申告の受付を行う。</p> <p>(一)軽自動車(軽二輪を除く。)に関しては徳島県軽自動車協会で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>(二)軽二輪及び二輪の小型自動車に関しては四国運輸局徳島運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>(三)原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本市で申告を受け付ける。</p> <p>③申告された内容を基に課税し納税義務者に納税通知書を送付する。</p> <p>④身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳に記載された障害の程度により、減免理由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>⑤納税証明書の交付申請に基づき納付状況を確認し、証明書を交付する。</p>
②事務の概要	
③システムの名称	①軽自動車税システム(MICJET MISALIO ※宛名管理機能を含む) ②S3 ③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ④番号連携システム ⑤中間サーバーシステム ⑥府内データ連携基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表 ・番号法第19条第9号 別紙のとおり

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	徳島市 財政部 税務事務所 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	徳島市総務部総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 電話 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所市民税課 軽自動車税担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 電話 088-621-5067
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	徳島市財政部税務事務所市民税課 軽自動車税担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 電話 088-621-5067
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者がマイナンバーを記載しない場合において、マイナンバーを特定するために住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、軽自動車税(種別割)課税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ①自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。
②アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人 数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	事前通知事項に当たらない
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者 数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	事前通知事項に当たらない
令和1年5月31日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年10月8日	表紙 評価書名	軽自動車税課税事務 基礎項目評価書	軽自動車税(種別割)課税事務 基礎項目評価書	事後	重要な変更に当たらない (理由:しきい値判断結果が変わらない)
令和2年10月8日	表紙 個人のプライバシー等の権 利利益の保護の宣言	軽自動車税課税事務	軽自動車税(種別割)課税事務	事後	重要な変更に当たらない (理由:しきい値判断結果が変わらない)
令和2年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ①事務の 名称	軽自動車税課税事務	軽自動車税(種別割)課税事務	事後	重要な変更に当たらない (理由:しきい値判断結果が変わらない)
令和2年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の 概要	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	重要な変更に当たらない (理由:しきい値判断結果が変わらない)
令和2年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の 概要	軽自動車に関しては	軽自動車(軽二輪を除く。)に関しては	事後	重要な変更に当たらない (理由:しきい値判断結果が変わらない)
令和2年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の 概要	二輪の小型自動車	軽二輪及び二輪の小型自動車	事後	重要な変更に当たらない (理由:しきい値判断結果が変わらない)
令和2年10月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人 数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	事前通知事項に当たらない
令和2年10月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者 数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	事前通知事項に当たらない
令和2年10月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[O]接続しない(提供)	事後	実態に合わせて訂正
令和2年10月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か [十分である]	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か []	事後	実態に合わせて訂正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連携 ② 法令の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	事前通知事項に当たらない (法改正による条項の移動)
令和4年4月8日	評価書名	軽自動車税(種別割)課税事務 基礎項目評価書	軽自動車税(種別割)課税事務 基礎項目評価書(令和5年1月稼働予定のパッケージシステムについて行ったカスタマイズ設計後からカスタマイズ開発(プログラミング)までの間に評価を実施したもの)	事前	
令和4年4月8日	表紙 特記事項	※変更後とのおり追加	令和5年1月稼働予定のパッケージシステムについて行ったカスタマイズ設計後からカスタマイズ開発(プログラミング)までの間に評価を実施したもの	事前	重要な変更(システム更新)に該当する
令和4年4月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シス テムの名称	①軽自動車税システム	①軽自動車税システム(MICJET MISALIO ※宛名管理機能を含む)	事前	重要な変更(システム更新)に該当する
令和4年4月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シス テムの名称	⑥個人・法人管理システム(宛名システム)	⑥個人・法人管理システム(宛名管理を行なうシステム)	事前	重要な変更(システム更新)に該当する
令和5年1月4日	評価書名	軽自動車税(種別割)課税事務 基礎項目評価書(令和5年1月稼働予定のパッケージシステムについて行ったカスタマイズ設計後からカスタマイズ開発(プログラミング)までの間に評価を実施したもの)	軽自動車税(種別割)課税事務 基礎項目評価書	事後	事前通知事項に当たらない
令和5年1月4日	表紙 特記事項	令和5年1月稼働予定のパッケージシステムについて行ったカスタマイズ設計後からカスタマイズ開発(プログラミング)までの間に評価を実施したもの	※特記事項を削除	事後	事前通知事項に当たらない
令和7年12月24日	表紙 特記事項	(空欄)	標準準拠の税務システム(新システム)の本番運用にあたり、新システムのプログラミング開始前の評価としている。	事前	重要な変更に該当する。
令和7年12月24日	(次期税務システム部分) I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ③システムの名称	①軽自動車税システム(MICJET MISALIO ※宛名管理機能を含む) ②新窓口対応システム(庁内連携システム) ③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ④番号連携システム ⑤中間サーバーシステム ⑥個人・法人管理システム(宛名管理を行なうシステム)	①軽自動車税システム(MICJET MISALIO ※宛名管理機能を含む) ②S3 ③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ④番号連携システム ⑤中間サーバーシステム ⑥庁内データ連携基盤	事前	重要な変更に該当する。
令和7年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更に当たらない。
令和7年12月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第8号 別表 番号法第19条第9号 別紙のとおり	事後	重要な変更に当たらない。
令和7年12月24日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	新設	[]適用した。	事後	重要な変更に当たらない。
令和7年12月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人 数	令和4年12月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和7年12月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者 数	令和4年12月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和7年12月24日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新設	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か。【十分である】 判断の根拠、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者がマイナンバーを記載しない場合において、マイナンバーを特定するために住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行なうことを厳守している。また、軽自動車税(種別割)課税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関する手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行なうとしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和7年12月24日				事後	重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する 最も優先度が高いと考えられる対策 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】十分である 判断の根拠 ① 自行システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 ② アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	事後	重要な変更に当たらない。
令和7年12月24日	(別紙)法令上の根拠	別紙	新規別紙に差し替え	事後	重要な変更に当たらない。